3　2の規定は、次のものについては、適用しない。
(a)　次の事項に関する措置
(i)　土地の取得
(ii)　補助金
(iii)　政府調達
(b)　締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇
(c)　植物の新品種の保護、航空、漁業又は海事に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇
(d)　法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の公共社会事業サービスへの投資に関する措置

4　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に3(a)(i)及び(iii)並びに(d)に掲げる措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5　1及び2の規定は、一方の締約国が、次に掲げるものの当事国であることに基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
(a)　関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、共同市場、自由貿易地域、地域的な経済統合のための国際協定又はこれらに類する国際協定
(b)　知的財産権の保護に関する多数国間協定

6　この条に規定する「待遇」には、他の国際協定に定める紛争解決手続（他の投資に関する協定に定めるものを含む。）を含まないことが了解される。

第五条　一般的待遇及び投資環境の整備

1　一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

注釈　この1の規定は、当該他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、この1の規定の違反があったことを証明するものではない。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、一方の締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産のための良好な条件を作り出し、及び維持するよう努める。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家に対し、適用のある地域的な法及び義務並びに適用のある国際的な法及び義務に従う場合を除くほか、自国の区域における投資活動の条件として、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量についての要求を課し、又は強制してはならない。

2　この条の規定の適用上、「適用のある地域的な法及び義務」とは、関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、共同市場又は自由貿易地域の当事国であることに基づいて適用される法及び義務をいう。

第八条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、入国、滞在及び居住に関する自国の関係法令に従うことを条件として、これを許可する。

第十条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。
(a)　公共の目的のためのものであること。
(b)　差別的なものでないこと。
(c)　3から5までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　この協定の適用上、締約国による一又は一連の措置が収用と同等の効果を有するかどうかを決定するに当たっては、事実に基づく事案ごとの調査及び証拠（次のいずれかであることを示すものを含む。）が要求される。
(a)　投資財産の価値の永久的かつ完全又はほぼ完全な剥奪
(b)　投資財産に対する投資家の管理及び支配に係る権利の永久的かつ完全又はほぼ完全な剥奪
(c)　当該締約国による投資財産の専有であって、当該締約国、当該締約国の機関又は第三者への当該投資財産の価値の完全又はほぼ完全な移転をもたらすもの

3　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知らされることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

4　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

5　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十五条の規定の適用を妨げない。

6　この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が両締約国が当事国となっている知的財産に係る関係する国際協定に適合する限りにおいて、適用されない。